

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月25日
【四半期会計期間】	第108期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 川 瀬 和 也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目14番7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 田 畑 利 文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区日本橋1丁目14番7号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号) (注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではあ りませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,080	19,553	19,030	39,873	39,582
連結経常利益	百万円	4,035	3,138	3,093	7,380	6,554
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	2,405	1,953	1,839	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	4,149	3,744
連結中間包括利益	百万円	6,515	△3,113	△638	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	15,387	△696
連結純資産額	百万円	105,585	110,076	110,591	114,466	112,492
連結総資産額	百万円	1,946,925	1,973,998	2,018,313	1,962,848	2,023,835
1株当たり純資産額	円	396.63	4,190.33	4,199.54	441.98	4,290.08
1株当たり中間純利益 金額	円	13.26	107.64	101.37	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	20.70	185.14
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	6.21	52.82	45.54	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.87	98.28
自己資本比率	%	5.23	5.37	5.26	5.63	5.34
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,203	16,579	4,992	6,887	48,506
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△17,540	5,376	4,848	△2,976	△9,970
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,233	△2,312	△6,100	△1,235	△2,313
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	82,138	104,023	124,342	84,381	120,602
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,562 [594]	1,557 [627]	1,525 [619]	1,511 [603]	1,493 [625]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	17,549	16,839	16,279	34,632	34,053
経常利益	百万円	3,908	2,839	2,816	6,894	5,926
中間純利益	百万円	2,479	1,924	1,796	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,198	3,680
資本金	百万円	37,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000
純資産額	百万円	102,224	106,148	106,977	110,698	109,059
総資産額	百万円	1,936,655	1,962,421	2,005,727	1,951,610	2,011,992
預金残高	百万円	1,777,381	1,784,560	1,781,424	1,781,918	1,788,453
貸出金残高	百万円	1,205,919	1,228,634	1,253,986	1,223,513	1,249,377
有価証券残高	百万円	613,192	595,454	594,776	607,625	608,668
1株当たり配当額	円	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 5.00 A種優先株式 6.60	普通株式 5.00 A種優先株式 6.42
自己資本比率	%	5.27	5.40	5.32	5.66	5.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,463 [525]	1,459 [563]	1,435 [557]	1,413 [533]	1,399 [561]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における国内経済は、緩和的な金融環境の中で住宅投資が増加したことや、公的需要の進捗が下支えとなったことから、景気は緩やかな回復を続けました。

当行の主たる営業基盤である三重県内につきましては、鋳工業生産は前半概ね横ばいで推移しましたが、後半は持ち直しの動きがみられました。一方、雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど改善しました。

このような経営環境のもと、株主ならびに取引先の皆様方のご支援のもと、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

連結財政状態につきましては、資産の部合計は2兆183億円、負債の部合計は1兆9,077億円、純資産の部合計は1,105億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金は、前連結会計年度末比67億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆7,756億円となりました。貸出金は、前連結会計年度末比45億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆2,507億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比138億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は、5,951億円となりました。

当第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の連結経営成績につきましては、経常収益は、前第2四半期連結累計期間比5億23百万円減少し190億30百万円となりました。一方、経常費用は、前第2四半期連結累計期間比4億78百万円減少し、159億36百万円となりました。その結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比45百万円減少し30億93百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前第2四半期連結累計期間比1億14百万円減少し18億39百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業において経常収益が前第2四半期連結累計期間比5億60百万円減少し162億79百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比23百万円減少し28億16百万円となりました。リース業において経常収益は前第2四半期連結累計期間比53百万円増加し27億77百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比25百万円増加し1億65百万円となりました。また、その他において経常収益は前第2四半期連結累計期間比6百万円増加し8億2百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比51百万円減少し1億12百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間に比べ国内業務部門の資金運用収支が5億68百万円、国際業務部門の資金運用収支が1億90百万円それぞれ減少したことから、合計で前第2四半期連結累計期間比7億58百万円減少して108億93百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比1億61百万円増加し、25億8百万円となり、その他業務収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比1億61百万円減少し、2億20百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	10,929	722	—	11,651
	当第2四半期連結累計期間	10,361	532	—	10,893
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	12,119	820	△92	12,847
	当第2四半期連結累計期間	11,276	619	△73	11,823
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,190	97	△92	1,195
	当第2四半期連結累計期間	915	87	△73	929
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,334	13	—	2,347
	当第2四半期連結累計期間	2,493	14	—	2,508
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,378	19	—	3,398
	当第2四半期連結累計期間	3,493	18	—	3,512
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,044	6	—	1,050
	当第2四半期連結累計期間	999	4	—	1,004
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	346	34	—	381
	当第2四半期連結累計期間	107	113	—	220
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	347	64	—	412
	当第2四半期連結累計期間	110	113	—	223
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1	29	—	30
	当第2四半期連結累計期間	3	—	—	3

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門においては前第2四半期連結累計期間比1億15百万円増加し34億93百万円、国際業務部門においては1百万円減少し18百万円、合計では前第2四半期連結累計期間比1億14百万円増加し35億12百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門・国際業務部門合計で前第2四半期連結累計期間比46百万円減少し10億4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,378	19	—	3,398
	当第2四半期連結累計期間	3,493	18	—	3,512
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	911	—	—	911
	当第2四半期連結累計期間	1,032	—	—	1,032
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	581	17	—	599
	当第2四半期連結累計期間	573	17	—	590
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	538	—	—	538
	当第2四半期連結累計期間	320	—	—	320
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	911	—	—	911
	当第2四半期連結累計期間	1,135	—	—	1,135
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	101	—	—	101
	当第2四半期連結累計期間	100	—	—	100
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	333	1	—	335
	当第2四半期連結累計期間	330	1	—	332
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,044	6	—	1,050
	当第2四半期連結累計期間	999	4	—	1,004
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	115	6	—	121
	当第2四半期連結累計期間	112	4	—	117

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
2. 国内、国際業務部門における相殺消去額はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,771,596	7,522	1,779,118
	当第2四半期連結会計期間	1,769,202	6,495	1,775,697
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	711,478	—	711,478
	当第2四半期連結会計期間	745,303	—	745,303
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,053,450	—	1,053,450
	当第2四半期連結会計期間	1,019,048	—	1,019,048
うちその他	前第2四半期連結会計期間	6,667	7,522	14,189
	当第2四半期連結会計期間	4,850	6,495	11,345
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,771,596	7,522	1,779,118
	当第2四半期連結会計期間	1,769,202	6,495	1,775,697

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,225,217	100.00	1,250,773	100.00
製造業	139,605	11.39	134,817	10.78
農業、林業	3,329	0.27	3,281	0.26
漁業	2,134	0.17	1,836	0.15
鉱業、採石業、砂利採取業	128	0.01	634	0.05
建設業	66,515	5.43	69,375	5.55
電気・ガス・熱供給・水道業	21,323	1.74	22,267	1.78
情報通信業	8,754	0.71	8,478	0.68
運輸業、郵便業	41,670	3.40	41,781	3.34
卸売業、小売業	108,044	8.82	102,564	8.20
金融業、保険業	89,281	7.29	93,889	7.50
不動産業、物品賃貸業	196,493	16.04	218,113	17.44
各種サービス業	124,675	10.18	127,251	10.17
地方公共団体	91,845	7.50	88,153	7.05
その他	331,417	27.05	338,327	27.05
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,225,217	—	1,250,773	—

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金増加などにより49億92百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比115億87百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還や売却による収入が取得による支出を上回ったことなどから、48億48百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比5億28百万円の減少となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還及び配当金支払などにより61億円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比37億88百万円の減少となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比37億40百万円増加、前第2四半期連結会計期間末比203億19百万円増加して1,243億42百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結累計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	津駅西支店	三重県 津市	建替	銀行業	店舗	221	183	平成28年7月

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.89
2. 連結における自己資本の額	967
3. リスク・アセットの額	10,883
4. 連結総所要自己資本額	435

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.70
2. 単体における自己資本の額	933
3. リスク・アセットの額	10,721
4. 単体総所要自己資本額	428

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	28
危険債権	174	189
要管理債権	12	13
正常債権	12,154	12,408

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合に伴う定款変更を行いました。普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、いずれも630,000,000株減少し、70,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	18,435,800	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は100株であ ります。(注) 5
A種優先株式 (注) 1	60,000,000	6,000,000	非上場	(注) 2, 3, 4, 5
計	244,358,000	24,435,800	—	—

(注) 1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数に変動し、その修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注) 4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3. A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注) 4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

5. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式数は、普通株式は165,922,200株減少し18,435,800株となり、A種優先株式は54,000,000株減少し6,000,000株となり、発行済株式総数は219,922,200株減少し24,435,800株となっております。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

① 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月24日
新株予約権の数	2,253個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	225,300株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年8月9日～平成58年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 171円 資本組入額は、会計計算規則17条第1項の規定に従い算出される基本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日	—	244,358	—	37,461	—	15,000

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議において、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は、219,922,200株減少し24,435,800株となっております。

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成28年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,280	8.70
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,959	4.48
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,882	3.22
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	2.60
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.04
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	1.53
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,890	1.18
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.06
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.02
計	—	123,232	50.43

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 21,280千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,959千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 2,890千株

2. 当行は、自己株式2,838千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.16%であります。

3. 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)から、平成28年10月1日現在の保有株式数を記載した同年10月7日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	636	2.22
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	2,123	7.41
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	358	1.25
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	0	0.00

(注) みずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル(Mizuho International plc)の保有株券等の数には、新株予約権付社債券の所有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

②所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	平成28年9月30日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,280	11.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,959	6.06
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,882	4.35
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	3.52
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.76
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,890	1.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,347	1.29
計	—	65,577	36.27

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,280個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,959個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,890個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,347個

2. ①所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しておりません。
 なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1.
 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成28年9月30日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	—
計	—	60,000	—

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 60,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,838,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,782,000	180,782	同上
単元未満株式	普通株式 738,000	—	同上
発行済株式総数	244,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,782	—

- (注) 1. A種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が505株含まれております。
4. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式数は、普通株式は165,922,200株減少し18,435,800株となり、A種優先株式は54,000,000株減少し6,000,000株となり、発行済株式総数は219,922,200株減少し24,435,800株となっております。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	2,838,000	—	2,838,000	1.16
計	—	2,838,000	—	2,838,000	1.16

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	121,605	125,517
商品有価証券	1,022	1,173
金銭の信託	2,270	2,189
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 609,024	※1, ※2, ※8, ※15 595,140
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,246,266	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,250,773
外国為替	※7 1,451	※7 1,862
その他資産	※8 20,110	※8 20,366
有形固定資産	※10, ※11 25,642	※10, ※11 25,279
無形固定資産	3,904	3,647
繰延税金資産	149	90
支払承諾見返	1,960	2,069
貸倒引当金	△9,571	△9,796
資産の部合計	2,023,835	2,018,313
負債の部		
預金	※8 1,782,472	※8 1,775,697
債券貸借取引受入担保金	※8 31,851	※8 24,899
借入金	※8, ※12 44,450	※8, ※12 70,225
外国為替	5	20
社債	※13 4,800	—
新株予約権付社債	※14 6,989	※14 6,989
その他負債	29,560	19,574
賞与引当金	785	778
役員賞与引当金	8	—
退職給付に係る負債	3,012	2,569
役員退職慰労引当金	24	22
睡眠預金払戻損失引当金	263	289
偶発損失引当金	335	412
繰延税金負債	2,066	1,442
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,756	※10 2,731
支払承諾	1,960	2,069
負債の部合計	1,911,343	1,907,722
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,681	32,665
利益剰余金	15,016	15,621
自己株式	△1,046	△1,020
株主資本合計	84,112	84,727
その他有価証券評価差額金	21,185	18,562
土地再評価差額金	※10 3,861	※10 3,803
退職給付に係る調整累計額	△929	△864
その他の包括利益累計額合計	24,116	21,502
新株予約権	106	132
非支配株主持分	4,156	4,228
純資産の部合計	112,492	110,591
負債及び純資産の部合計	2,023,835	2,018,313

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	19,553	19,030
資金運用収益	12,847	11,823
(うち貸出金利息)	9,114	8,684
(うち有価証券利息配当金)	3,691	3,108
役務取引等収益	3,398	3,512
その他業務収益	412	223
その他経常収益	2,895	3,470
経常費用	16,414	15,936
資金調達費用	1,197	930
(うち預金利息)	1,052	829
役務取引等費用	1,050	1,004
その他業務費用	30	3
営業経費	※1 10,793	※1 10,756
その他経常費用	※2 3,342	※2 3,241
経常利益	3,138	3,093
特別損失	33	94
固定資産処分損	6	12
減損損失	※3 26	※3 81
税金等調整前中間純利益	3,104	2,999
法人税、住民税及び事業税	691	635
法人税等調整額	319	451
法人税等合計	1,011	1,086
中間純利益	2,093	1,913
非支配株主に帰属する中間純利益	140	73
親会社株主に帰属する中間純利益	1,953	1,839

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益	2,093	1,913
その他の包括利益	△5,207	△2,551
その他有価証券評価差額金	△5,215	△2,616
退職給付に係る調整額	8	64
中間包括利益	△3,113	△638
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△3,244	△717
非支配株主に係る中間包括利益	130	79

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,694	12,591	△1,065	81,681
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,303		△1,303
親会社株主に 帰属する中間純利益			1,953		1,953
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△12		21	8
土地再評価差額金の 取崩			△24		△24
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	△12	625	19	631
当中間期末残高	37,461	32,681	13,216	△1,046	82,313

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	25,382	3,697	△184	28,895	79	3,809	114,466
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,303
親会社株主に 帰属する中間純利益							1,953
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							8
土地再評価差額金の 取崩							△24
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△5,205	24	8	△5,172	26	124	△5,022
当中間期変動額合計	△5,205	24	8	△5,172	26	124	△4,390
当中間期末残高	20,176	3,722	△176	23,722	106	3,933	110,076

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,681	15,016	△1,046	84,112
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,292		△1,292
親会社株主に 帰属する中間純利益			1,839		1,839
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△15		27	12
土地再評価差額金の 取崩			57		57
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	△15	604	26	615
当中間期末残高	37,461	32,665	15,621	△1,020	84,727

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	21,185	3,861	△929	24,116	106	4,156	112,492
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,292
親会社株主に 帰属する中間純利益							1,839
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							12
土地再評価差額金の 取崩							57
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△2,622	△57	64	△2,614	26	72	△2,515
当中間期変動額合計	△2,622	△57	64	△2,614	26	72	△1,900
当中間期末残高	18,562	3,803	△864	21,502	132	4,228	110,591

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,104	2,999
減価償却費	2,411	2,439
減損損失	26	81
貸倒引当金の増減(△)	△1,131	224
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9	△7
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△10	△8
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△2,360	△350
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△6	△2
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	10	26
偶発損失引当金の増減(△)	9	77
資金運用収益	△12,847	△11,823
資金調達費用	1,197	930
有価証券関係損益(△)	△460	△873
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	278	80
為替差損益(△は益)	0	0
固定資産処分損益(△は益)	6	12
貸出金の純増(△) 減	△4,762	△4,506
預金の純増減(△)	2,662	△6,774
商品有価証券の純増(△) 減	33	△151
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	15,949	25,774
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	△337	△172
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	△6,952
その他資産の純増(△) 減	△507	△1,818
その他負債の純増減(△)	619	△4,733
外国為替(資産)の純増(△) 減	1,104	△410
外国為替(負債)の純増減(△)	10	15
資金運用による収入	13,342	12,443
資金調達による支出	△1,172	△1,007
その他	35	38
小計	17,196	5,552
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△616	△560
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,579	4,992
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△73,915	△62,485
有価証券の売却による収入	31,321	17,679
有価証券の償還による収入	48,577	50,094
有形固定資産の取得による支出	△401	△286
無形固定資産の取得による支出	△201	△153
有形固定資産の除却による支出	△3	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,376	4,848

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△4,800
配当金の支払額	△1,303	△1,292
非支配株主への配当金の支払額	△6	△6
自己株式の取得による支出	△2	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,312	△6,100
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	19,642	3,740
現金及び現金同等物の期首残高	84,381	120,602
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 104,023	※1 124,342

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

主要な会社名

三重リース株式会社

三重総合信用株式会社

(2) 非連結子会社 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,784百万円（前連結会計年度末は13,551百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
出資金	35百万円	52百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	20,168百万円	15,169百万円

※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	499百万円	200百万円
延滞債権額	20,804百万円	22,011百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	657百万円	798百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	680百万円	553百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	22,642百万円	23,563百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	7,745百万円	6,837百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	50,843百万円	98,896百万円
未経過リース料	24百万円	19百万円
計	50,867百万円	98,915百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,669百万円	6,615百万円
債券貸借取引受入担保金	31,851百万円	24,899百万円
借用金	32,100百万円	57,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	29,319百万円	30,343百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	343百万円	336百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	595,228百万円	588,903百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	584,462百万円	579,696百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	7,549百万円	7,238百万円

- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	20,550百万円	20,782百万円

- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

- ※13. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	4,800百万円	一百万円

- ※14. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

- ※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	5,103百万円	5,320百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料・手当	5,340百万円	5,236百万円

※ 2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	607百万円	619百万円
株式等償却	46百万円	34百万円

※ 3. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)			
当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、81百万円を減損損失として特別損失に計上しております。			
地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県内	営業店舗	土地	26百万円	三重県外	営業店舗	土地	81百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当中間連結会計期間は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	2,948	13	60	2,901	(注)
合計	2,948	13	60	2,901	

(注) 自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少60千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			106	
合計			—			106	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	A種優先株式	396	6.60	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	2,906	9	77	2,838	(注)
合計	2,906	9	77	2,838	

(注) 自己株式の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少77千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			132	
合計			—			132	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	A種優先株式	385	6.42	平成28年3月31日	平成28年6月27日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	105,250百万円	125,517百万円
定期預け金	△5百万円	△5百万円
その他の預け金	△1,221百万円	△1,169百万円
現金及び現金同等物	104,023百万円	124,342百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

(イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
リース料債権部分の金額	11,137	11,315
見積残存価額部分の金額	1,287	1,446
受取利息相当額	△1,349	△1,348
期末リース投資資産	11,075	11,413

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	3,304	3,395
1年超2年以内	2,737	2,817
2年超3年以内	2,100	2,143
3年超4年以内	1,441	1,471
4年超5年以内	816	826
5年超	736	660

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	121,605	121,605	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,022	1,022	—
(3) 有価証券 その他有価証券	607,079	607,079	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(※1)	1,246,266 △8,327		
	1,237,939	1,243,913	5,973
資産計	1,967,647	1,973,620	5,973
(1) 預金	1,782,472	1,783,608	1,136
(2) 債券貸借取引受入担保金	31,851	31,851	—
(3) 借入金	44,450	44,373	△76
負債計	1,858,774	1,859,834	1,059
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	256	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△10	—
デリバティブ取引計	—	245	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	125,517	125,517	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,173	1,173	—
(3) 有価証券 その他有価証券	593,196	593,196	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,250,773 △8,473		
	1,242,299	1,251,612	9,312
資産計	1,962,187	1,971,499	9,312
(1) 預金	1,775,697	1,776,473	776
(2) 債券貸借取引受入担保金	24,899	24,899	—
(3) 借入金	70,225	70,137	△87
負債計	1,870,822	1,871,511	688
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	231	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△6	—
デリバティブ取引計	—	224	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから信用リスクを控除したものを市場金利で割り引くことにより時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（１年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（１年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年９月30日)
①非上場株式（※１）（※２）	1,939	1,939
②非上場外国証券（※１）	4	4
合 計	1,944	1,943

(※１) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※２) 前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はございません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	27,187	15,720	11,467
	債券	412,407	402,664	9,742
	国債	227,128	221,523	5,604
	地方債	68,120	66,153	1,967
	社債	117,158	114,987	2,170
	その他	100,829	91,789	9,040
	小計	540,424	510,174	30,250
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	4,058	4,473	△414
	債券	11,706	11,782	△76
	国債	—	—	—
	地方債	72	72	—
	社債	11,633	11,709	△76
	その他	50,890	52,926	△2,036
	小計	66,654	69,182	△2,527
合計		607,079	579,357	27,722

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	24,600	14,981	9,619
	債券	397,890	388,164	9,726
	国債	214,963	209,214	5,748
	地方債	73,258	71,460	1,797
	社債	109,668	107,489	2,179
	その他	89,420	80,718	8,702
	小計	511,911	483,863	28,047
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,205	6,866	△661
	債券	6,452	6,516	△64
	国債	971	1,004	△33
	地方債	65	65	—
	社債	5,415	5,446	△30
	その他	68,627	71,912	△3,284
	小計	81,285	85,295	△4,010
合計		593,196	569,159	24,037

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしております。

前連結会計年度における減損処理額は、550百万円(うち、株式27百万円、その他523百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、34百万円(株式34百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	27,722
その他有価証券	27,722
(△)繰延税金負債	6,496
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,226
(△)非支配株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	21,185

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	24,037
その他有価証券	24,037
(△)繰延税金負債	5,427
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,609
(△)非支配株主持分相当額	46
その他有価証券評価差額金	18,562

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	49,023	—	197	197
	売建	48,919	—	196	196
	買建	103	—	0	0
	通貨オプション	3,793	—	59	59
	売建	1,896	—	36	36
	買建	1,896	—	23	23
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	256	256

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	39,053	—	214	214
	売建	38,897	—	215	215
	買建	155	—	△0	△0
	通貨オプション	737	—	16	16
	売建	368	—	8	8
	買建	368	—	7	7
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	231	231

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		1,352	1,282	△10
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	1,152	1,132	△9
	受取変動・支払固定	借入金	200	150	△1
	合計	— — —	— — —	— — —	△10

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		1,018	556	△6
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	888	426	△5
	受取変動・支払固定	借入金	130	130	△1
	合計	— — —	— — —	— — —	△6

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業経費	35百万円	38百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 (監査等委員である取締役を除く) 9名、 執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 187,700株
付与日	平成27年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月11日～平成57年8月10日
権利行使価格 (注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	189円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 (監査等委員である取締役を除く) 9名、 執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 225,300株
付与日	平成28年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成28年8月9日～平成58年8月8日
権利行使価格 (注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	171円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	16,777	2,390	19,168	384	19,553
セグメント間の内部経常収益	61	334	395	411	807
計	16,839	2,724	19,564	796	20,360
セグメント利益	2,839	140	2,979	163	3,143
セグメント資産	1,962,421	16,114	1,978,535	7,313	1,985,849
その他の項目					
減価償却費	710	1,697	2,408	2	2,411
資金運用収益	12,822	9	12,832	51	12,883
資金調達費用	1,153	66	1,220	6	1,226
貸倒引当金繰入額	594	△4	590	18	608
株式等償却	46	—	46	—	46
特別損失	33	—	33	—	33
(固定資産処分損)	6	—	6	—	6
(減損損失)	26	—	26	—	26
税金費用	881	49	931	79	1,010
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	479	2,108	2,588	0	2,588

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	16,219	2,426	18,645	384	19,030
セグメント間の内部経常収益	60	350	411	417	828
計	16,279	2,777	19,056	802	19,858
セグメント利益	2,816	165	2,982	112	3,094
セグメント資産	2,003,927	16,680	2,020,608	7,551	2,028,160
その他の項目					
減価償却費	693	1,744	2,437	2	2,439
資金運用収益	11,805	8	11,814	39	11,854
資金調達費用	888	60	948	5	954
貸倒引当金繰入額	528	△9	518	100	619
株式等償却	34	—	34	—	34
特別損失	94	0	94	0	94
(固定資産処分損)	12	0	12	0	12
(減損損失)	81	—	81	—	81
税金費用	925	105	1,030	55	1,086
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	349	2,009	2,359	0	2,359

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位:百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	19,564	19,056
「その他」の区分の経常収益	796	802
セグメント間取引消去	△807	△828
中間連結損益計算書の経常収益	19,553	19,030

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	2,979	2,982
「その他」の区分の利益	163	112
セグメント間取引消去	△5	△0
中間連結損益計算書の経常利益	3,138	3,093

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,978,535	2,020,608
「その他」の区分の資産	7,313	7,551
セグメント間取引消去	△11,850	△9,846
中間連結貸借対照表の資産合計	1,973,998	2,018,313

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	2,408	2,437	2	2	—	—	2,411	2,439
資金運用収益	12,832	11,814	51	39	△36	△30	12,847	11,823
資金調達費用	1,220	948	6	5	△29	△23	1,197	930
貸倒引当金繰入額	590	518	18	100	△0	△0	607	619
株式等償却	46	34	—	—	—	—	46	34
特別損失	33	94	—	0	—	—	33	94
(固定資産処分損)	6	12	—	0	—	—	6	12
(減損損失)	26	81	—	—	—	—	26	81
税金費用	931	1,030	79	55	0	0	1,011	1,086
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,588	2,359	0	0	—	—	2,588	2,359

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,114	4,355	2,390	3,692	19,553

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,684	4,087	2,426	3,832	19,030

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	26	—	26	—	26

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	81	—	81	—	81

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	4,290円08銭	4,199円54銭

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

1株当たり純資産額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し算出しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	112,492	110,591
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	34,647	34,361
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	385	—
うち新株予約権	百万円	106	132
うち非支配株主持分	百万円	4,156	4,228
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	77,844	76,229
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	18,145	18,151

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	107.64	101.37
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,953	1,839
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,953	1,839
普通株式の期中平均株式数	千株	18,144	18,149
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	52.82	45.54
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	18,832	22,245
うち優先株式	千株	15,383	18,783
うち新株予約権	千株	56	69
うち新株予約権付社債	千株	3,392	3,392
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
現金預け金	121,589	125,500
商品有価証券	1,022	1,173
金銭の信託	2,270	2,189
有価証券	※1,※2,※8,※13 608,668	※1,※2,※8,※13 594,776
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,249,377	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,253,986
外国為替	※7 1,451	※7 1,862
その他資産	4,926	4,259
その他の資産	※8 4,926	※8 4,259
有形固定資産	25,056	24,649
無形固定資産	3,880	3,625
支払承諾見返	1,959	2,068
貸倒引当金	△8,209	△8,363
資産の部合計	2,011,992	2,005,727
負債の部		
預金	※8 1,788,453	※8 1,781,424
債券貸借取引受入担保金	※8 31,851	※8 24,899
借入金	※8,※10 34,176	※8,※10 59,865
外国為替	5	20
社債	※11 4,800	—
新株予約権付社債	※12 6,989	※12 6,989
その他負債	26,537	16,252
未払法人税等	250	590
リース債務	1,186	951
資産除去債務	163	203
その他の負債	24,936	14,506
賞与引当金	732	727
退職給付引当金	1,620	1,268
睡眠預金払戻損失引当金	263	289
偶発損失引当金	335	412
繰延税金負債	2,452	1,799
再評価に係る繰延税金負債	2,756	2,731
支払承諾	1,959	2,068
負債の部合計	1,902,933	1,898,749

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,711	32,695
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,711	17,695
利益剰余金	14,784	15,346
利益準備金	1,588	1,847
その他利益剰余金	13,196	13,499
繰越利益剰余金	13,196	13,499
自己株式	△1,046	△1,020
株主資本合計	83,910	84,482
その他有価証券評価差額金	21,181	18,558
土地再評価差額金	3,861	3,803
評価・換算差額等合計	25,042	22,362
新株予約権	106	132
純資産の部合計	109,059	106,977
負債及び純資産の部合計	2,011,992	2,005,727

(2)【中間損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
経常収益	16,839	16,279
資金運用収益	12,822	11,805
(うち貸出金利息)	9,100	8,676
(うち有価証券利息配当金)	3,680	3,097
役務取引等収益	3,081	3,207
その他業務収益	412	223
その他経常収益	522	1,042
経常費用	13,999	13,462
資金調達費用	1,153	888
(うち預金利息)	1,053	829
役務取引等費用	1,027	981
その他業務費用	30	3
営業経費	※1 10,603	※1 10,608
その他経常費用	※2 1,183	※2 981
経常利益	2,839	2,816
特別損失	33	94
税引前中間純利益	2,805	2,722
法人税、住民税及び事業税	565	532
法人税等調整額	316	393
法人税等合計	881	925
中間純利益	1,924	1,796

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,724	32,724	1,327	11,095	12,423	△1,065	81,543
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,303	△1,303		△1,303
中間純利益						1,924	1,924		1,924
利益準備金の積立					260	△260	—		—
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分			△12	△12				21	8
土地再評価差額金の 取崩						△24	△24		△24
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	△12	△12	260	335	596	19	602
当中間期末残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	11,430	13,019	△1,046	82,145

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25,378	3,697	29,075	79	110,698
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,303
中間純利益					1,924
利益準備金の積立					—
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					8
土地再評価差額金の 取崩					△24
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△5,204	24	△5,179	26	△5,153
当中間期変動額合計	△5,204	24	△5,179	26	△4,550
当中間期末残高	20,173	3,722	23,896	106	106,148

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	△1,046	83,910
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1,292	△1,292		△1,292
中間純利益						1,796	1,796		1,796
利益準備金の積立					258	△258	—		—
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			△15	△15				27	12
土地再評価差額金の取崩						57	57		57
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	△15	△15	258	303	561	26	572
当中間期末残高	37,461	15,000	17,695	32,695	1,847	13,499	15,346	△1,020	84,482

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,181	3,861	25,042	106	109,059
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,292
中間純利益					1,796
利益準備金の積立					—
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					12
土地再評価差額金の取崩					57
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,622	△57	△2,680	26	△2,653
当中間期変動額合計	△2,622	△57	△2,680	26	△2,081
当中間期末残高	18,558	3,803	22,362	132	106,977

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,784百万円(前事業年度末は13,551百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	83百万円	83百万円
出資金	35百万円	52百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	20,168百万円	15,169百万円

※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	499百万円	200百万円
延滞債権額	20,238百万円	21,456百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	656百万円	796百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	678百万円	551百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	22,073百万円	23,005百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	7,745百万円	6,837百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	50,843百万円	98,896百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,669百万円	6,615百万円
債券貸借取引受入担保金	31,851百万円	24,899百万円
借入金	32,100百万円	57,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	29,319百万円	30,343百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	332百万円	325百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	595,226百万円	586,742百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	584,460百万円	577,535百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

※11. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	4,800百万円	一百万円

※12. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
無担保転換社債型新株予約権付 社債（劣後特約付）	6,989百万円	6,989百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	5,103百万円	5,320百万円

（中間損益計算書関係）

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	573百万円	555百万円
無形固定資産	396百万円	402百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	594百万円	528百万円
株式等償却	46百万円	34百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	83	83
合計	83	83

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 智 章 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 智 章 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。